

新婚世帯の皆さまへ

柳津町結婚新生活支援事業補助金のご案内



○対象世帯

令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、
下記の要件を全て満たす夫婦

【補助要件】

- ・婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、夫婦共に39歳以下
- ・令和7年（2025年）の夫婦の所得が500万円未満
※夫婦の双方または一方の貸与型奨学金の年間返済額を控除する
- ・対象となる住居が柳津町にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票が対象となる住居にあること
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・町税等の滞納がないこと
- ・以下のいずれかの講座等を夫婦共に実施したこと

■町が指定するライフデザイン等に関するWEB講座

■プレコンセプションケア健診を受診

■医療機関への妊娠・出産に関する相談

補助額の上限

夫婦共に婚姻日における年齢
が29歳以下の世帯

60万円まで

39歳以下の世帯

30万円まで

WEB講座のご視聴はこちらから
(10分程度)



○対象となる経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日（補助対象期間）の間
婚姻に伴い柳津町で居住するために支払った住居費用、引越費用

● 住宅の取得費用、住宅のリフォーム費用

● 賃貸住宅の契約に基づく

敷金、礼金、仲介手数料、賃料、共益費

● 引越費用（家財の運送費用等）

申請に必要な書類はこちらから



【申請期間】

令和8年4月1日



令和9年3月31日まで

※予算の上限に達し次第受付終了予定

お問い合わせ先

柳津町役場 町民課（受付時間 8:30～17:15 土日祝日を除く）

TEL：0241-42-2118

e-mail：juumin-fukushi@town.yanaizu.fukushima.jp